

おくすりの一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、医師へ問い合わせることなく患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。



一般名処方とは・・・
おくすりの「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。
「有効成分が同じ薬であればどの銘柄名の薬で調剤しても大丈夫ですよ。」という先生からの指示です。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

独立行政法人地域医療機能推進機構
高知西病院
病院長

